

文教福祉委員会

令和5年9月28日

1 議案審査

(1) 議案第39号 千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例 【資料】

(2) 議案第40号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例 【資料】

2 報告事項

【保健福祉部】

(1) 指定管理者施設に関するモニタリングについて 【資料】

(2) いきいきプラザ一番町の現状と改修計画について 【資料】

(3) 高齢者あんしんセンター及び相談センターの運営委託事業者選定プロポーザル実施結果について 【資料】

(4) 予防計画の策定について 【資料】

3 その他

千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正理由

こども家庭庁設置法施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の制定に伴い、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）並びに関係省令が改正されたことにより、関係する条例について必要な規定整備を行う。

2 改正内容

- (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項が削られ、同法第 19 条が 2 項建てから 1 項建てになったことに伴い、下記 3 に掲げる条例（(3) に掲げる条例を除く。）中で引用する同法第 19 条について、所要の改正をする。
- (2) こども家庭庁が設置され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務が厚生労働省とこども家庭庁の共管となったことに伴い、下記 3 に掲げる条例（(5) 及び(6) に掲げる条例に限る。）について、所要の改正をする。
- (3) こども家庭庁が設置され、保育の内容の指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い、下記 3 に掲げる条例（(2)、(3) 及び(4) に掲げる条例に限る。）について、所要の改正をする。
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、規定を整備する。

3 改正条例

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例（昭和 62 年千代田区条例第 7 号）
- (2) 千代田区保育施設等運営基準条例（平成 26 年千代田区条例第 19 号）
- (3) 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千代田区条例第 18 号）
- (4) 千代田区立こども園条例（平成 13 年千代田区条例第 35 号）
- (5) 千代田区立障害者福祉センター条例（平成 21 年千代田区条例第 5 号）
- (6) 千代田区立障害者就労支援施設条例（平成 18 年千代田区条例第 46 号）
- (7) 千代田区幼稚園使用条例（昭和 62 年千代田区条例第 23 号）

4 新旧対照表

別添のとおり

5 施行期日

公布の日

新旧対照表(抄)

第1条改正

○千代田区保育の実施に関する条例

新(改正後)	旧(現行)
<p>(保育の実施)</p> <p>第3条 保育の実施は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第2号</u>又は第3号に該当する乳幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者に対して行うものとする。</p>	<p>(保育の実施)</p> <p>第3条 保育の実施は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に該当する乳幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者に対して行うものとする。</p>

第2条改正

○千代田区保育施設等運営基準条例

新(改正後)	旧(現行)
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 (現行に同じ。)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該<u>特定教育・保育施設の同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該<u>特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・</p>

念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5（現行に同じ。）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条（現行に同じ。）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5（略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条（略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (現行に同じ。)

2及び3 (現行に同じ。)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

<p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (現行に同じ。)</p> <p>(4)及び(5) (現行に同じ。)</p> <p>5及び6 (現行に同じ。)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間</p> <p>(5)から(11)まで (現行に同じ。)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す</p>	<p>者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間</p> <p>(5)から(11)まで (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに</p>
--	---

- る教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
- 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるの

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教

育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給

育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条（現行に同じ。）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千代田区条例第18号）第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（現行に同じ。）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必

付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千代田区条例第18号）第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定

要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4（現行に同じ。）

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第

に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4（略）

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第

3項において同じ。)の規定を適用する。
この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46

3項において同じ。)の規定を適用する。
この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、

<p>条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>
---	--

第3条改正

○千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

新（改正後）	旧（現行）
--------	-------

<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>
--	--

第4条改正

○千代田区立こども園条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>(入園資格)</p> <p>第4条 こども園は、千代田区に住所を有する乳幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1号</u>に該当する幼児であって<u>法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p> <p>(2) <u>法第19条第2号</u>に該当する幼児であって<u>法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p> <p>(3) <u>法第19条第3号</u>に該当する乳児であって<u>法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p> <p>(育成の実施)</p> <p>第5条 こども園は、前条の乳幼児に対し、次の育成事業を実施する。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 前条第2号及び第3号に規定する乳幼児に対し実施する保育所保育指針（保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針をいう。）に基づく保育</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p>	<p>(入園資格)</p> <p>第4条 こども園は、千代田区に住所を有する乳幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項第1号</u>に該当する幼児であって<u>同法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号</u>に該当する幼児であって<u>同法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p> <p>(3) <u>法第19条第1項第3号</u>に該当する乳児であって<u>同法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p> <p>(育成の実施)</p> <p>第5条 こども園は、前条の乳幼児に対し、次の育成事業を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号及び第3号に規定する乳幼児に対し実施する保育所保育指針（保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針をいう。）に基づく保育</p> <p>(3) (略)</p>

第5条改正

○千代田区立障害者福祉センター条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>(設置)</p> <p>第6条 地域活動支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第27項</u>に規定する施設として設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第6条 地域活動支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第25項</u>に規定する施設として設置する。</p>

<p>(事業)</p> <p>第 11 条 グループホームにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第 5 条第 17 項</u>に規定する共同生活援助に関する事業</p> <p>(2) 法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関する事業</p> <p>(事業)</p>	<p>(事業)</p> <p>第 11 条 グループホームにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第 5 条第 15 項</u>に規定する共同生活援助に関する事業</p> <p>(2) 法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関する事業</p> <p>(事業)</p>
<p>第 12 条の 3 自立生活支援センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する事業</p> <p>(2) <u>法第 5 条第 18 項</u>に規定する計画相談支援に関する事業</p> <p>(利用料金の納入)</p>	<p>第 12 条の 3 自立生活支援センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する事業</p> <p>(2) <u>法第 5 条第 16 項</u>に規定する計画相談支援に関する事業</p> <p>(利用料金の納入)</p>
<p>第 16 条 第 7 条の事業を利用した者は、次の各号に定める額を、指定管理者に利用料金として納めなければならない。</p> <p>(1) 法第 29 条第 3 項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用(<u>同条第 1 項</u>に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業の利用に要した費用の額)</p> <p>(2) 特定費用に相当する額として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p> <p>(3) 療浴事業の利用については、1 回 1,500 円を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p> <p>(4) 前 3 号に定めるもののほか、指定管理者が区長の承認を得て定める額</p>	<p>第 16 条 第 7 条の事業を利用した者は、次の各号に定める額を、指定管理者に利用料金として納めなければならない。</p> <p>(1) 法第 29 条第 3 項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用(<u>法第 29 条第 1 項</u>に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業の利用に要した費用の額)</p> <p>(2) 特定費用に相当する額として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p> <p>(3) 療浴事業の利用については、1 回 1,500 円を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p> <p>(4) 前 3 号に定めるもののほか、指定管理者が区長の承認を得て定める額</p>
<p>2 第 11 条第 1 号の事業を利用した者は、次の各号に定める額を、指定管理者に利用料金として納めなければならない。</p> <p>(1) 法第 29 条第 3 項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業の利用に要した費用の額)</p> <p>(2) 家賃として月額 12 万円を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p> <p>(3) 食費及び共益費については、実費相当額</p> <p>(4) 前 3 号に定めるもののほか、指定管理者が区長の承認を得て定める額</p>	<p>2 第 11 条第 1 号の事業を利用した者は、次の各号に定める額を、指定管理者に利用料金として納めなければならない。</p> <p>(1) 法第 29 条第 3 項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業の利用に要した費用の額)</p> <p>(2) 家賃として月額 12 万円を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p> <p>(3) 食費及び共益費については、実費相当額</p> <p>(4) 前 3 号に定めるもののほか、指定管理者が区長の承認を得て定める額</p>

<p>3 第11条第2号の事業を利用した者は、次の各号に定める額を、指定管理者に利用料金として納めなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業の利用に要した費用の額)</p> <p>(2) 特定費用に相当する額として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p>	<p>3 第11条第2号の事業を利用した者は、次の各号に定める額を、指定管理者に利用料金として納めなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業の利用に要した費用の額)</p> <p>(2) 特定費用に相当する額として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p>
<p>4 第12条の3第1号の事業を利用した者は、次の各号に定める額を、指定管理者に利用料金として納めなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業の利用に要した費用の額)</p> <p>(2) 特定費用に相当する額として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p>	<p>4 第12条の3第1号の事業を利用した者は、次の各号に定める額を、指定管理者に利用料金として納めなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用の額(その額が現に当該事業の利用に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業の利用に要した費用の額)</p> <p>(2) 特定費用に相当する額として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p>
<p>5 前各項の規定により納入された利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。</p>	<p>5 前各項の規定により納入された利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。</p>

第6条改正

○千代田区立障害者就労支援施設条例

新(改正後)	旧(現行)
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、施設の事業を利用したときは、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、次に掲げる額を合算した額を、指定管理者に納めなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 法第29条第1項に規定する特定費用として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p> <p>2 前項の規定により納入された利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、施設の事業を利用したときは、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、次に掲げる額を合算した額を、指定管理者に納めなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 法第29条第1項に規定する特定費用として指定管理者が区長の承認を得て定める額</p> <p>2 前項の規定により納入された利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。</p>

第7条改正

○千代田区立幼稚園使用条例

新(改正後)	旧(現行)
--------	-------

<p>(入園資格)</p> <p>第3条 幼稚園は、千代田区に住所を有する幼児（満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1号</u>に該当する幼児であって<u>法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p> <p>(2) <u>法第19条第2号</u>に該当する幼児であって<u>法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p>	<p>(入園資格)</p> <p>第3条 幼稚園は、千代田区に住所を有する幼児（満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項第1号</u>に該当する幼児であって<u>同法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号</u>に該当する幼児であって<u>同法第20条</u>に基づく認定を受けた者</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）の制定に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）が改正されたことにより、関係する条例について必要な規定整備を行う。

2 改正内容

認定こども園法第 3 条第 10 項が削られ、同条第 11 項が同条第 10 項に改められたことに伴い、千代田区保育施設等運営基準条例（平成 26 年千代田区条例第 19 号）第 15 条第 1 項第 2 号中で引用する認定こども園法第 3 条第 11 項を同条第 10 項に改める。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

公布の日

新旧対照表（抄）

○千代田区保育施設等運営基準条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1） （現行に同じ。）</p> <p>（2） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>（3）及び（4） （現行に同じ。）</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>（3）及び（4） （略）</p> <p>2 （略）</p>

指定管理者施設に関するモニタリングについて

1 モニタリングの全体像

指定管理者制度を導入した施設が適正な管理運営を行っているか、下記のモニタリングを通じて運営状況を的確に把握・評価し、必要に応じて改善指導を行っている。

(1) 区としての責任の遂行

- 事業計画の承認と事業報告、履行状況の確認
- 月次報告に基づく現場確認・随時の立ち入り調査
- 公益通報保護制度の活用等、既存の制度等との連携

(2) 区民・利用者の視点

- 利用者懇談会の実施
- 区民・利用者アンケートによる声の把握・反映

(3) 専門家からのアドバイス

- 施設経営とリスク管理の確認
- 現場の労働環境を確認

制度共通の課題として実施(平成18年度から)

2 専門家によるモニタリング

1(3) 専門家からのアドバイスとして、下記の認識のもと社会保険労務士による労働環境モニタリング及び公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。

基本的な認識

区と指定管理者が施設の抱える課題などについて共通認識を持ち、協働して区民サービスの向上を継続していくことが重要

施設経営とリスク管理

- 施設の稼働率・収支状況、事業の実施状況等かどうか
- 継続的・安定的な運営を確保できるか
- 今後の方向性等をどうするか

経営財務モニタリング

【目的】
施設の経営状況の改善、本来目的達成のための事業展開のあり方等の確認

【内容】
現地視察、財務分析、経営アドバイス、利用者の声を踏まえた評価

現場の労働環境

- 効率化の推進が適正な労働環境のもとに行われているか
- 企業・区の社会的責任は果たしているか

労働環境モニタリング

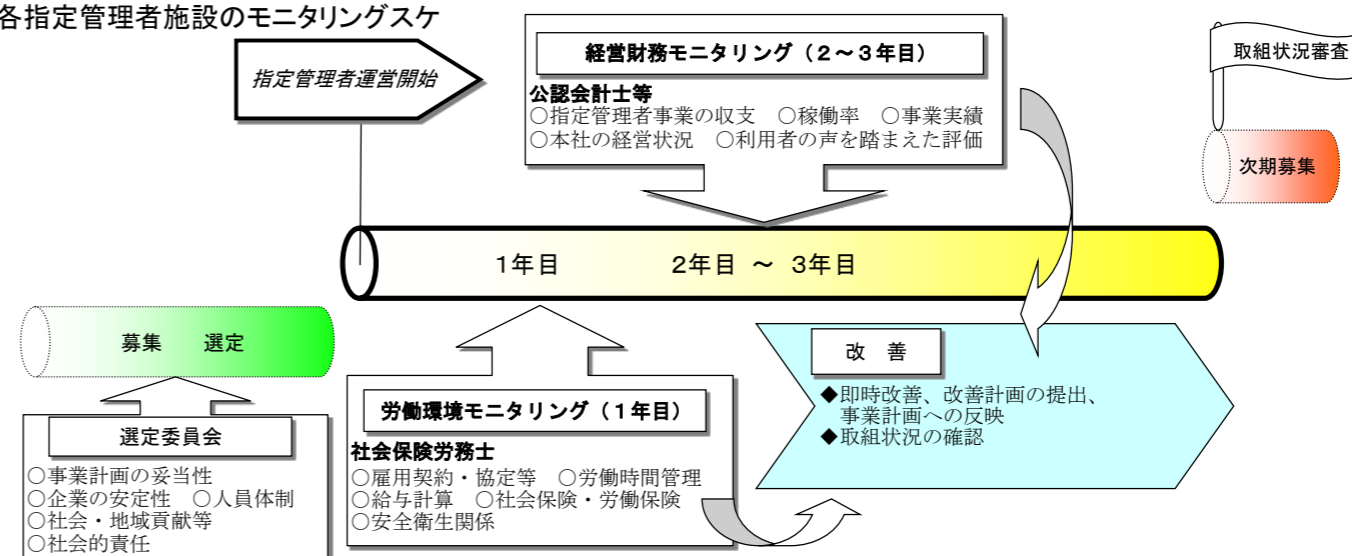
【目的】
適正な労働環境の確認

【内容】
現地調査、書類確認、従業員面接

3 労働環境・経営財務モニタリングのスケジュール

指定1年目に社会保険労務士による労働環境モニタリング、指定2～3年目に公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。なお、指定期間が10年間の施設については、このサイクルのモニタリングを5年ごとに実施する。

各指定管理者施設のモニタリングスケ



各指定管理者施設のモニタリングスケジュール

労働:労働環境モニタリング
経営:経営財務モニタリング

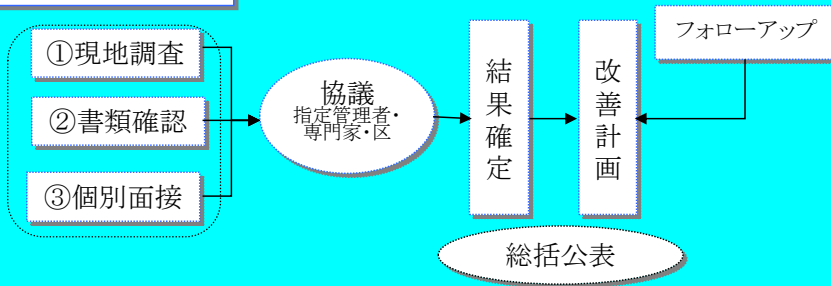
施設名	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
内幸町ホール			労働	経営				労働	経営			
千代田万世会館				労働	経営				労働	経営		
いきいきプラザ一番町				労働	経営				労働		労働	経営
岩本町ほほえみプラザ		労働		経営			労働	経営				労働
スポーツセンター		経営			労働	経営				労働	経営	
九段生涯学習館		経営			労働	経営				労働	経営	
図書館(千代田・四番町・昌平まちかど・神田まちかど)・日比谷図書館文化館				労働	経営					労働	経営	
障害者就労支援施設(ジョブ・サポート・プラザちよだ)		経営			労働		経営			労働	経営	
障害者福祉センター(えみふる)			労働	経営				労働		経営		
富士見わんぱくひろば(※)		労働					労働					
高齢者総合サポートセンター(かがやきプラザ)				労働	経営				労働	経営		

※富士見わんぱくひろばの指定管理業務は、富士見みらい館のPFI事業に含まれている。PFI事業については、公認会計士の監査を経た財務の状況の報告書を提出させ、事業全体として収支状況等の確認を行っているため、富士見わんぱくひろば単独での経営・財務モニタリングは実施しない。
令和7年度以降も事業者が変わらず指定管理期間が延長となった場合は、令和6年度に労働環境モニタリングを実施。

1 労働環境モニタリングの概要

- 対象:障害者就労支援施設(ジョブ・サポート・プラザちよだ)
- 方法:社会保険労務士による現地調査、書類確認、施設長・事務管理者・職員との個別面接
- 実施時期:令和5年1月23日～3月31日

2 モニタリングの流れ



3 モニタリングの主な視点

- (1) 職員の処遇・勤務形態
就業規則の整備や36協定をはじめ労使協定は適正か。職員名簿や出勤簿等の法定帳簿、賃金の管理、雇用契約等に不備はないか。
- (2) 職員の身分の安定性
労働時間、休暇、育児・介護休業取得等の管理、社会・労働保険等手続きは適正か。
- (3) 職員の労働環境・安全衛生
健康診断の実施や産業医選任などの安全衛生管理は適正か。
- (4) 外国人・障害者・高齢者の雇用管理
外国人雇用、障害者雇用、高齢者雇用は適正か。

4 結果(指摘事項と改善策)

(1) 職員の処遇・勤務形態

就業規則はほぼ適正に定められ、各種労使協定の締結・届出にも問題はない。これらは従業員への配布および職場への備え付けにより周知されている。
法定帳簿、雇用契約書、労働条件通知書は適正に作成・交付されている。
労働時間管理は出勤簿で行っているが、客観的な入退室時刻が記録できるタイムカードを試行中で、令和5年4月に本稼働の予定である。
休憩が業務で中断することがあるが、休憩が60分に満たない場合は別の時間帯に不足分を取得させるように努めている。
以上の通り概ね適正な雇用管理がなされていると評価できる。

(2) 職員の身分の安定性

社会・労働保険手続きは適正に行われている。
育児・介護休業規程の一部において法改正への対応漏れがあったが、指摘に応じ令和5年6月に改定することとなった。育児休業取得者はいないが、法を上回る措置として子が3歳まで休業を取得できている。
年次有給休暇は適正に管理されており、取得しやすいと回答する従業員が多かった。
退職にかかる辞令等は適正に運用されている。
以上の通り一部対応を要する事項があったものの、すでに改善に取り組んでいることから、職員の身分の安定性は良好と評価できる。

(3) 職員の労働環境・安全衛生

健康診断は適正に実施されている。
所定外・休日労働は繁忙時にわずかに発生するのみで、過重労働になりにくい職場環境の形成に努めている。
36協定の限度時間も30時間と低く抑えており、限度時間を超過した時間外労働も発生していない。
ハラスメント規程を整備し、ハラスメントの発生防止および万が一に備えた適切な対応体制の構築に取り組んでいる。
以上の通り、職員の労働環境・安全衛生は良好と評価できる。

(4) 外国人・障害者・高齢者の雇用管理

外国人については、在留資格を確認する等、適正に管理している。
法を上回る定年基準を設けており、高齢者の長期雇用につながりやすい職場である。
以上の通り、雇用管理については特に問題は見受けられなかった。

5 モニタリング結果の活用

- ・モニタリング結果により、区は当該施設がモニタリング項目において概ね、適正な対応をしていること確認した。
- ・モニタリング結果を事業者へ通知するとともに、区のホームページで公表する。
- ・モニタリング結果を基に必要な事項は改善いただき、よりよい職場環境の構築を指定管理者に求める。

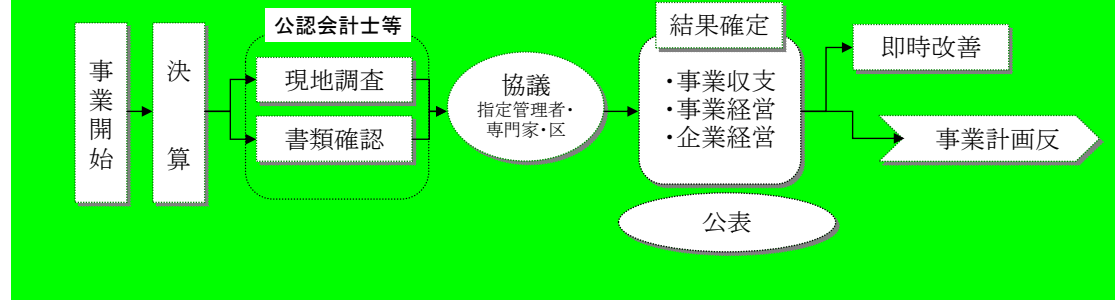
1 経営・財務モニタリングの概要

○対象: 千代田区立障害者福祉センターえみふる

○方法: 福祉サービス第三者評価を行っている事業者(株式会社RUDEC)による財務状況、現地聞き取り調査等による経営状況の分析

○視点: 財務状況、経営状況、課題及び改善点

2 モニタリングの流れ



3 経営・財務分析

【千代田区立障害者福祉センターえみふる】

予算執行状況(資金収支計算書) (単位:千円)

勘定科目	平成31年度			令和2年度			令和3年度		
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
事業活動収入	331,450	331,754	-304	330,460	333,304	-2,844	333,550	341,146	-7,596
内受託事業収入	270,990	270,990	0	270,000	270,203	-203	267,460	266,447	1,013
事業活動支出	330,030	303,835	26,195	321,140	284,745	36,395	324,150	296,083	28,067
内人件費	212,340	199,135	13,205	218,550	190,964	27,586	205,650	196,469	9,181
事業費	27,530	22,789	4,741	24,860	19,673	5,187	33,140	23,143	9,997
事務費	90,140	81,911	8,229	77,740	74,107	3,633	85,350	76,470	8,880
事業活動収支差額	1,420	27,919	-26,499	9,320	48,559	-39,239	9,400	45,063	-35,663
その他									
拠点区分間繰入額	6,600	6,600	0	6,600	8,800	-2,200	6,600	6,600	0
その他	2,920	2,728	192	2,720	2,473	247	2,800	2,943	-143
当期資金収支差額	-8,100	18,591	-26,691	0	37,286	-37,286	0	35,520	-35,520

活動状況・延べ利用者数 (人・%)

項目	平成31年		令和2年度		令和3年度	
	実績	1日平均	実績	1日平均	実績	1日平均
地域活動センター利用者	9,169	26.3	6,162	17.7	7,877	22.7
日中一時支援利用者	1,416	4.1	1,098	3.1	1,568	4.5
ぷらっと御茶ノ水利用者	49	0.2	2	0	45	0.1
共同生活援助利用者	1,281	5.3	1,250	3.6	1,460	4
短期入所利用者	1,254	3.4	1,030	2.8	1,095	3
生活介護利用者	1,973	5.7	1,884	5.4	2,242	9.1
相談支援利用者	3,933	10.8	5,042	13.8	4,233	11.6
合計	19,075	55.8	16,468	46.4	18,520	55

4 提言・アドバイス(事業の改善策)

(1) 財務状況

財務内容について以下の側面から分析を行った。

【安定性】
 <短期安定性>令和2・3年とも、事業活動の計画に対し収入は上回り支出が下回った結果、現・預金勘定が増加し、安定性は好転した。
 <資金繰り>事業活動資金収支差額率については、収支差額が比較的多めに確保できているので比率は高い。

【収益性】
 経常増減差額率については、事業活動収入が計画を上回り反対に事業活動支出が下回ったことで、計画以上の収支差額が得られ比率は上昇した。

【費用合理性】
 <人件費・委託費比率>一概に低い比率が望ましいとは言えないが、安定的な経営をするためには一定水準に抑える必要があり、都内社会福祉法人の水準を上回っている。

<労働分配率>社会福祉法人には手厚いサービスが求められており、適正な人件費管理の目安ともなるが、都内社会福祉法人と比べ数値は低いが、他と比べ人以外にも支出することが出来ていると言える。

<事業費比率>利用者へのサービスの提供に直接要する経費で、低く抑えるとサービスの質の低下に繋がるため他の指標を併せ全体の費用構成によって理解する。都内社会福祉法人と比べ数値が低いが、対象者が少ない為であり、利用者一人当たりでみた場合は良好である。

<事務費比率>他の費用指標と併せて理解すべきものだが都内社会福祉法人の水準を上回っている。

総合的には、現在の財務内容は良好で、当面は良好な状況が継続されると判断する。

(2) 経営状況

千代田区には法人本社や中央官庁が集中することもある、財政的には比較的恵まれており、あらゆる分野でモデル的な施策が他に先駆けて実行に移されている。そのような環境での施設の活動状況を分析し、施策の検証を行った。

【施設の位置づけ】
 区内の地域的なバランスで見ると現在の所在地の偏りは認めざるを得ない。施設のスペース条件に合った基本的に限られた専門分野中心のサービスに絞っていくことも考えられる。また区内全域のバランスを考慮して他の数地域に拠点を設けることで近隣の対象者へのデイサービスの場と位置づけるとともに、緊急避難所の役割を担うことが可能となる。さらにこの拠点は独居の障害者をケアする場としても新たに活用できる。このことは障害者福祉でも強調される「インクルーシブ社会の実現」の一助となると考えられる。

【施設運営】
 今後は、施設について区民の関心向上と利用促進を図るため、施設運営における以下の取り組みが必要と考えられる。

- ・障害者福祉センターの業務内容を明確にする
- ・区の広報に載せセンターの利用者数の向上を図る
- ・区内の各種団体への協力要請
- ・社会福祉協議会との連携
- ・区役所関係各課との連携
- ・障害者相談員の活用とネットワークの組成
- ・各福祉分野のコーディネーターとの連携

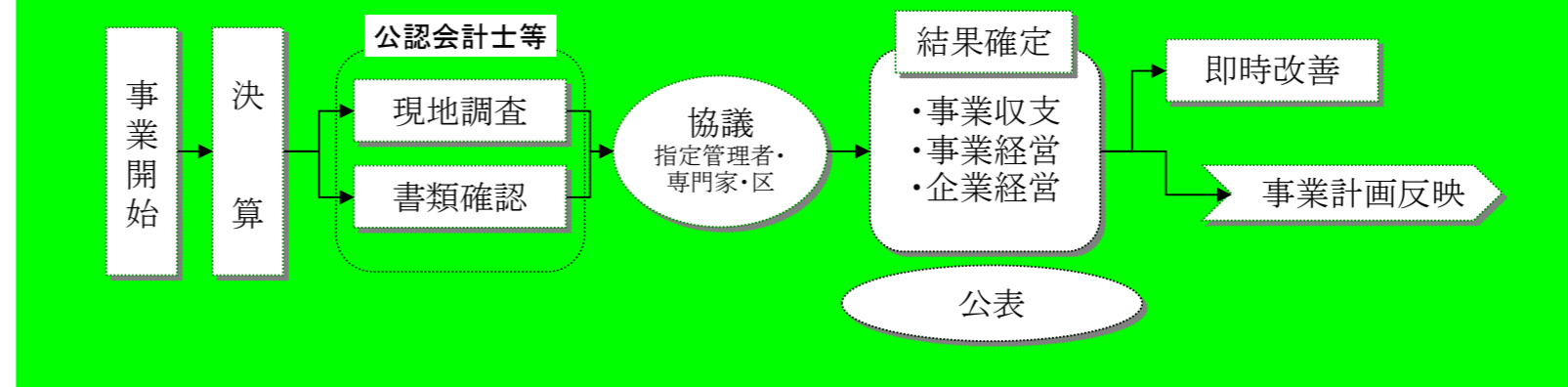
上記について、PDCAサイクルの手法等を活用し、継続的な活動推進を望みたい。

令和4年度 高齢者総合サポートセンター指定管理者 経営・財務モニタリング

1 経営・財務モニタリングの概要

- 対象: 高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」指定管理者
(千代田区社会福祉協議会)
- 方法: 福祉サービス第三者評価等を行っている事業者による財務状況、
現地聞き取り調査等による経営状況の分析
- 視点: 財務状況、経営状況、課題及び改善点等

2 モニタリングの流れ



3 経営・財務指標

高齢者総合サポートセンター指定管理者の主な経営指標の状況
()内は全国平均

①短期安定性

- ・流動比率・・・913.7% (320.9%) <評価 ◎ >
※全国的な社会福祉法人の水準と比較しても優位性が認められる

②長期持続性

- ・純資産比率・・・79.3% (72.9%) <評価 ○ >
- ・固定長期適合率・・・13.7% (83.8%) <評価 ◎ >
※全国的な社会福祉法人の水準と比較しても優位性が認められる

③資金繰り

- ・事業活動資金収支差額率・・・△1.29% (7.9%) <評価 ○ >
※コロナ禍における影響を反映しているが、長期的には懸念はない

④合理性

- ・人件費比率・・・68.47% (66.5%) <評価 ○ >
- ・事業費比率・・・22.7% (14.5%) <評価 ○ >
※事業目的を考慮して容認できる範囲に収まっている
- ・事務費比率・・・7.1% (10.1%) <評価 ○ >

⑤収益性

- ・経常増減差額率・・・△2.50% (3.26%) <評価 ○ >
※コロナ禍の収束と共に改善が期待されるが注視する必要がある

【出典】

- ・東京都福祉保健局ホームページ掲載
「社会福祉法人の経営指標」(平成29年監事説明会資料)
- ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム(wamnet)
「社会福祉法人の経営状態(全国平均)」2021年版より

4 提言・アドバイス(事業の改善策)

財務状況

「かがやきプラザ」の活動においては、収入の大半は指定管理料収入であり、コロナ禍による利用者数の減少による影響は極めて少ない。
法人本体では「3 経営・財務指標」に示した社会福祉法人の経営指標による分析のとおり堅調な運営が行われている。
令和2・3年度の法人単位貸借対照表から見た純資産額は十分にあり、資金繰り上も特に問題はない。

財務提言

法人本体における財務状況では、(事業活動資金収支差額率)(事業費比率)(経常増減差額率)についてコロナ禍における影響を色濃く反映した結果となっているものの、これらは事態の収束と共に改善が期待でき、特段の懸念材料とはなっていない。
社会福祉法人は営利を目的としないものの、地域の福祉拠点として利用者の意向を踏まえつつ、真に必要な高い事業に向けて見直しを行い、コスト削減を図っていく必要がある。

指定管理業務 課題・提言①

「かがやきプラザ」の職員へのアンケートから得られた結果として、職員の経営全般への関心度や理解度、リスクマネジメントの理解度は極めて高く、組織全体として個々のサービスの担当職員への伝達等も確実になされてはいるが、各業務間における相互理解については改善の余地がある。
部門間の相互理解は重要であり、組織全体のレベルアップにもつながる。

指定管理業務 課題・提言②

「かがやきプラザ」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための総合的な支援を目的とする施設で、区内の高齢者向けサービスの中核となる拠点である。
利用者アンケートからは閉じこもりがちな高齢者の掘り起こしや利用者の地域偏在の解消が課題として挙げられる。
今後は、例えば、高齢者の多くが不得手とするオンライン講座、パソコン、スマートフォンなどのIT機器操作に関する事業等を効果的に実施することを通じて課題の解決を図ることが求められる。

令和4年度 指定管理施設に係る事業報告概要

	頁
< 保健福祉部 >	
千代田区立障害者福祉センター（えみふる）	1
千代田区立障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザ ちよだ）	4
いきいきプラザー番町	6
岩本町ほほえみプラザ	10
千代田区立高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）	14

令和4年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	千代田区立障害者福祉センター えみふる	所在地	千代田区神田駿河台2-5
-----	---------------------	-----	--------------

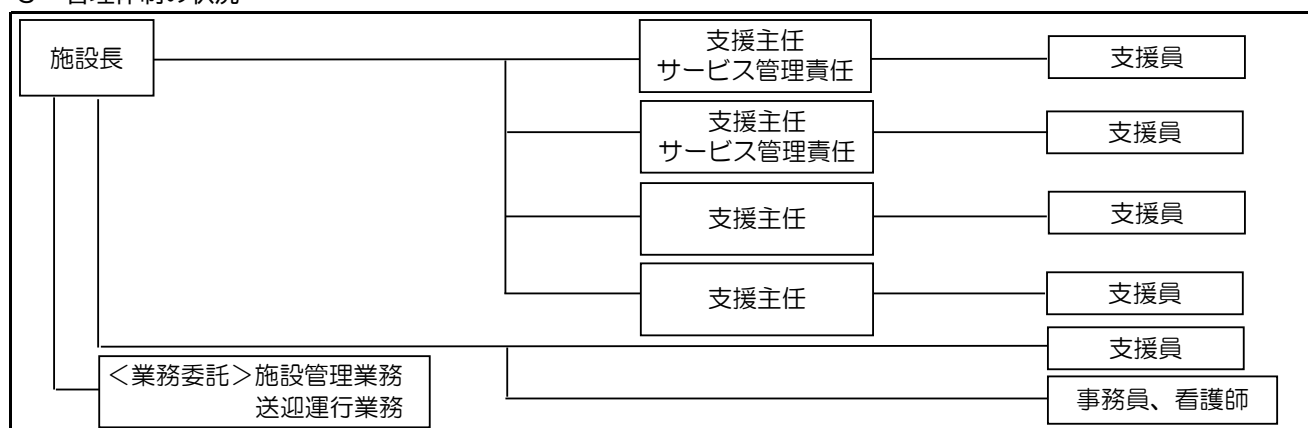
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 武蔵野会	代表者	理事長 高橋信夫
所在地	八王子市旭町12-4日本生命ビル2F		
指定期間	令和2年4月1日～令和12年3月31日	報告期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	障害者基本法の理念に基づき、身体・知的・精神の三障害及び難病の方々が地域で安心して自立した生活を営めるよう、一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するだけでなく、集い、交流を深めることで、互いに助け合い、高め合い、共に生きることの喜びを共有できる場として障害者福祉センターを設置する。
管理業務の内容	(1) 地域活動支援センター (2) グループホーム、ショートステイ、特定相談、生活介護 (3) 施設及び設備の保守、維持管理

3 管理体制の状況



4 事業実績等

(1) 開所日数等 (月平均)

	開所日数	利用者数
令和4年度	28.9日	1,723人
令和3年度	28.9日	1,577人
令和2年度	28.9日	1,390人

(2) 地域活動支援センター (I型)

ア 相談事業

(ア) 福祉相談

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延699人	延510人	延655人

(ウ) 計画相談

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延3,933人	延4,233人	延5,042人

イ ぷらっと御茶ノ水 (サロンドゥちよだ事業)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延423人	延45人人	延2人

エ 機能回復訓練事業

令和4年度	令和3年度	令和2年度
450人	467人	495人

カ 日中一時支援事業 (スマイルちよだ、レスパイト、タイムケア)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延1,723人	延1,568人	延1,098人

ク その他事業 (社会適応訓練事業、地域生活リハビリ事業、各種行事、初級・中級・上級手話講習会、公開講座等)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
2,145人	853人	1,517人

(イ) 健康相談

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延450人	延390人	延342人

(エ) 基幹型相談

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延277人	延86人	延116人

ウ 療浴事業

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延349人	延357人	延373人

オ 講習会

令和4年度	令和3年度	令和2年度
732人	761人	751人

キ 団体利用 (自主活動)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
1,874人	1,373人	1,152人

(3) グループホーム

ア グループホーム (共同生活援助)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延1,460人	延1,460人	延1,250人

イ ショートステイ (短期入所)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延1,253人	延1,095人	延1,030人

(4) 生活介護事業

令和4年度	令和3年度	令和2年度
延2,343人	延2,242人	延1,884人

5 収支の状況

収 入		支 出	
指定管理料	258,947,000円	人件費（退職給与引当金含む）	196,740,864円
運営業務受託料	1,728,000円	事業費	30,499,129円
自立支援費等収入	75,586,572円	事務費	102,280,279円
その他の収入	1,014,147円	その他の支出	12,170,599円
合計（①）	337,275,719円	合計（②）	341,690,871円
収支差額（①－②）	-4,415,152円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>障害者福祉センターえみふるでは、障害の有無に関わらず地域の交流促進に努めている。</p> <p>交流人口は、20,679名と令和3年度の18,923名と比較して、1,756名の増加だった。新型コロナウイルスへの感染対策を行いながらサービスを継続し、さらに公開講座などの取り組みを強化した。団体利用や公開講座など障害者だけを対象としていないサービスの利用や日中一時支援や短期入所などの利用再開が増加し、新型コロナウイルスの影響が少なくなり、サービス利用について気持ちが前向きになってきたことが全体的な増加に繋がった。</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受けながらも、令和2年度から令和4年度の3年間をかけて交流人口を20,000人にするという目標を達成することができた。次の3カ年計画の目標である交流人口25,000人へ向けて、障害のあるなしに関わらず、誰もが利用でき、障害者の中に健常者、健常者の中に障害者がいるのが当たり前の日常となるように新たな取り組みを行っていく。</p>	<p>施設会計は14期目となる。千代田区の指定管理料は総収入額の76.76%になる。家賃助成金等の区助成金、共同生活援助、短期入所、特定相談支援、生活介護の障害者総合支援法の報酬や利用者自己負担、また、入浴サービス等の利用者利用料などの収入があった。これらの収入に関わる事業の利用率は、共同生活援助100%、短期入所88.0%、生活介護48.4%だった。</p> <p>令和3年度の収入と比較して、指定管理料7,500,000円の減少、運営業務受託料86,000円の減少、自立支援費等収入2,943,439円の増加、その他の収入771,950円の増加で合計3,870,611円の減少となった。自立支援費収入が増加した要因として、短期入所や生活介護、特定相談の利用者が増えたこと、その他の収入が増加した要因として、実習生の受け入れが増えたことが考えられる。</p> <p>支出は、人件費271,377円の増加、事業費7,355,898円の増加、事務費25,810,101円の増加、その他の支出2,627,827円の増加で合計36,065,203円の増加となった。職員数の増加、行事の再開、公開講座の増加、大型の修繕があったことが要因として考えられる。</p> <p>今後も事業内容の精査や効果を図りつつ収支の安定を図っていく方策を検討していく。</p>

7 区による評価・業務改善要求

<p>令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を踏まえた事業展開を図ることにより利用者数の増加がみられた。</p> <p>また、令和4年度より区内の地域生活支援拠点として地域生活コーディネーターを配置する等、新たな役割が求められている。本施設は、地域における障害者福祉の拠点としてより一層の充実が求められていることから、地域内の関係機関との連携を図るとともに積極的なアウトリーチ型支援を行うことで、地域包括的な視点によるアプローチに取り組む必要がある。</p>
--

8 今後の指定管理に区が期待すること

<p>区内における相談支援サービスの需要は年々増加してきており、その内容は複雑・多岐にわたる。地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援機能について、より一層の強化に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、令和5年度より新たに自主事業を展開させる予定のため、これまで以上に障害者福祉の拠点として地域に根差した施設となることを期待したい。</p>

令和4年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	千代田区立障害者就労支援施設 (ジョブ・サポート・プラザ ちよだ)	所在地	千代田区九段南1-2-1
-----	--------------------------------------	-----	--------------

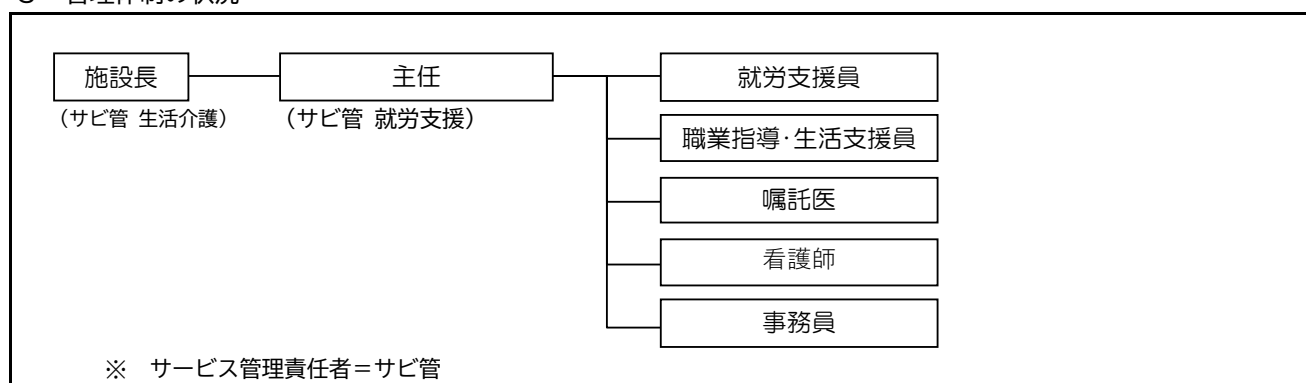
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 武蔵野会	代表者	理事長 高橋 信夫
所在地	東京都八王子市旭町12-4日本生命八王子ビル2F		
指定期間	令和4年4月1日～令和13年3月31日	報告期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	障害者に対し生産活動その他の活動の機会を提供することで障害者の自立を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
管理業務の内容	(1) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援に関する事業 (2) 同法第5条第14項に規定する就労継続支援に関する事業 (3) 同法第5条第7項に規定する生活介護に関する事業

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア 利用者数(各年度末現在)

提供サービスの種類	就労移行支援	就労継続支援(B型)	生活介護
令和4年度	0人	20人	10人
令和3年度	0人	18人	10人
令和2年度	0人	16人	10人

イ 行事・余暇支援

- ・ 所外活動：個別外出1回（新型コロナウイルスの影響により宿泊中止）
- ・ 暑気払い 仕事納め他 施設内レク月1回（施設内にて密にならないよう実施）

ウ 地域イベント等への参加

- ・ 千代田区文化芸術 秋のフェスティバルに出品
- ・ 千代田区理解促進事業
- ・ ふれあい祭り

5-1 収支の状況

収 入		支 出	
自立支援給付費収入	55,450,555円	人件費	73,377,922円
利用者負担金収入	195,211円	事務費・事業費支出	15,480,969円
受託事業収入	36,241,000円	固定資産取得支出・リース返済支出	2,921,771円
その他の収入	448,994円	積立資産支出（退職共済）	446,862円
合計（①）	92,335,760円	合計（②）	92,227,524円
収支差額（①－②）	108,236円		

5-2 収支の状況

収 入		支 出	
就労支援事業収入	9,744,294円	就労支援事業支出	9,744,294円
収支差額	0円		
工賃変動積立金取崩額	0円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>法人の基本理念である「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」に則り、利用者の安心・安全・満足なサービスの提供に努めた。特に新型コロナウイルスの対応として前年度に引き続き感染防護に努めるとともに除菌対策や職員の抗原検査体制等を強化した。新型コロナウイルス陽性者が散発したものの施設内感染・流行を予防することができた。</p> <p>感染対策を実施する一方で、「“働く”を通じて人とひと、人と社会をつなげ”絆社会”を築く」というミッションを掲げ、コロナ禍の中でも積極的に地域に出ていく姿勢で運営を行った。当該活動はスタートしたばかりであるが、地域イベント等への参加や法人所有のキッチンカーなど新しい試みとして行った。年度後半は、新型コロナウイルスの流行が下火になったこともあり、地域のパン販売や配達等の機会も徐々に増加した。また、千代田区障害者福祉センターの館内清掃や畑作業などの所外活動も新規で開始し、作業の幅を広げた。</p> <p>本年度は前指定管理者からの運営の移行にあたって、利用者に不安や混乱がないよう、利用者が新しい職員や環境に馴染んでもらうことを第一にゆっくりとしたペースで、新しい内容を盛り込んでいき、運営の新体制の基盤作りに務めた。保護者会ともできるだけ意思疎通をとりながら協働する体制作りに努めた。</p>	<p>自立支援給付費収入は生活介護、就労継続支援事業の給付費収入で、受託事業収入は千代田区からの指定管理料となっている。その他の収入は実習生受け入れ謝礼や、法人からの役員手当繰り入れを計上している。</p> <p>当法人では指定管理受託が1年目であるため就労支援・障害福祉サービスの収支とも昨年度対比はできないが、休所期間は8月15日の1日のみとし他のお盆期間は通常に運営したため、利用率は生活介護91.6%、就労継続支援70%となり当初見込んでいた収入を上回った。</p> <p>障害福祉サービスの収入は、新型コロナウイルス感染症が数名発生したものの施設を休所するようなクラスターを起こすことはなかったため、毎月の収入は大きな変動なく安定した。支出については通常の費用以外に、さくらペーカリーの経年劣化した什器類の入れ替え、就労で新規の作業を開始したことにより必要になった自転車、殺菌装置の購入と、AEDやパソコンなどの固定資産取得の購入（リース購入含む）が発生した。</p>

7 区による評価・業務改善要求

<p>令和4年度より指定管理者が変わり、新型コロナウイルス感染症が流行する中での運営開始であったが、千代田区障害者福祉センターの館内清掃や富士見出張所の植栽剪定作業などの所外活動も新規で開始し、作業の幅を広げることでより利用者に寄り添った支援を提供し、積極的に地域に出ていく姿勢は評価できる。</p> <p>また、運営者が変わることによる、利用者の混乱も懸念されていたが、令和3年度より引継ぎ業務を丁寧に行うことで利用者が安心して通うことができる施設となっていた。</p>
--

8 今後の指定管理に区が期待すること

<p>次年度は指定管理開始から一年が経過するため、施設の環境等にも少しずつ変化を加えていき、利用者にとってよりよい環境をつくり、地域とのつながりを深めるような取り組みを積極的に進めていただきたい。</p> <p>また、今後も利用者の重度化・高齢化が進んでいくことが見込まれるため、作業種の増加を含む活動の幅を広げるなど、個々の特性に沿った支援が提供されることで、より利用者には幅広い選択肢を提供することができる施設となることを期待したい。</p>

令和4年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	いきいきプラザ一番町	所在地	千代田区一番町12
-----	------------	-----	-----------

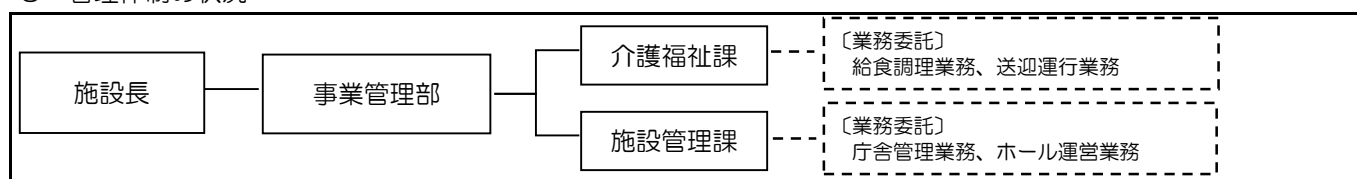
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 東京栄和会	代表者	理事長 鈴木 信男
所在地	東京都江戸川区西葛西八丁目1番1号		
指定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日	報告期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	介護を必要とする高齢者の能力に応じた自立生活の援助及び介護者等の負担軽減を図るとともに、区内に住み、働き、学び、集う広範な区民の総合的福祉活動を援助促進するほか、世代間交流とノーマライゼーション理念を実現し、もって区民福祉の向上に資する。
管理業務の内容	(1) 特別養護老人ホームの事業に関する業務 (2) 高齢者在宅サービスセンターの事業に関する業務 (3) 区民施設の事業に関する業務 (4) 施設・設備の保守及び維持管理に関すること

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア 特別養護老人ホーム事業

(ア) 介護福祉施設サービスの提供

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度	平均年齢
		入所	退所			
令和4年度	82床	16人	17人	81人	4.0	88.2歳
令和3年度	82床	14人	14人	82人	3.9	87.7歳
令和2年度	82床	21人	20人	82人	3.7	87.6歳

(イ) 短期入所生活介護サービス等の提供

	短期入所生活介護		介護予防 短期入所生活介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員	実施日数	利用者数	利用率
令和4年度	365日	1,326人	365日	7人	8床	365日	1,333人	45.7%
令和3年度	365日	1,312人	365日	23人	8床	365日	1,335人	45.7%
令和2年度	365日	1,377人	365日	3人	8床	365日	1,380人	47.3%

イ 高齢者在宅サービスセンター事業

	通所介護		介護予防通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和4年度	298日	7,352人	298日	642人	35人	298日	7,994人	76.6%
令和3年度	309日	7,267人	309日	1,004人	35人	309日	8,271人	76.5%
令和2年度	308日	6,185人	308日	1,163人	35人	308日	7,348人	68.2%

	認知症対応型 通所介護		介護予防認知症対応型 通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和4年度	298日	2,011人	298日	0人	12人	298日	2,011人	56.2%
令和3年度	309日	1,382人	309日	0人	12人	309日	1,382人	37.3%
令和2年度	308日	1,253人	308日	0人	12人	308日	1,253人	33.9%

ウ 区民施設事業

(ア) 福祉活動の推進・援助事業

	いきいきコンサート		介護者教室		イベント		その他
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
令和4年度	12回	1225人	0回	0人	6回	660人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動団体の活動支援 ・地域健康高齢者の健康推進支援
令和3年度	4回	373人	4回	46人	2回	117人	
令和2年度	0回	0人	6回	11人	0回	0人	

(イ) 区民施設の利用

	多目的ホール		会議室		区民ギャラリー		温水プール		
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用日数	個人利用	団体利用	
							利用者数	件数	利用者数
令和4年度	297件	20,860人	120件	1,195人	0件	0日	21,816人	0件	0人
令和3年度	67件	4,567人	24件	240人	0件	0日	5,316人	0件	0人
令和2年度	23件	868人	0件	0人	0件	0日	0人	0件	0人

エ 施設及び設備の保守及び維持管理（通年）

(ア) 建物設備保守管理業務

(イ) 施設清掃業務

(ウ) 警備業務 等

5 収支の状況

ア 特別養護老人ホーム事業

イ 高齢者在宅サービスセンター事業

【令和4年度】

		計	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	高齢者在宅サービスセンター
収入	介護福祉施設介護料収入	305,555,584円	305,555,584円		
	居宅介護料収入	75,134,050円		14,494,420円	60,639,630円
	地域密着型介護料収入	25,132,831円			25,132,831円
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	4,087,639円			4,087,639円
	利用者等利用料収入	76,444,018円	66,389,842円	2,990,016円	7,064,160円
	補助金収入	25,557,929円	24,675,027円	431,233円	451,669円
	その他の事業収入	0円	0円	0円	0円
	受託事業収益	0円			
	その他事業収益	0円			
	その他の収入	4,030,491円	3,979,011円	6,025円	45,455円
	経常経費寄附金収益	164,225円	164,225円		0円
	その他収益	74,720円	59,800円		14,920円
	サービス活動外収益	3,791,546円	3,754,986円	6,025円	30,535円
	合計(①)	515,942,542円	400,599,464円	17,921,694円	97,421,384円
支出	人件費支出	306,532,993円	224,092,540円	24,977,667円	57,462,786円
	事業費支出	75,010,807円	57,134,997円	3,828,484円	14,047,326円
	事務費支出	109,534,369円	66,603,326円	6,336,884円	36,594,159円
	事務費※ ¹	105,308,406円	63,187,638円	6,231,621円	35,889,147円
	利用者負担軽減額	0円	0円	0円	0円
	減価償却費	4,207,260円	3,397,980円	104,268円	705,012円
	徴収不能引当金繰入	995円	0円	995円	0円
	サービス活動外費用	17,708円	17,708円	0円	0円
合計(②)	491,078,169円	347,830,863円	35,143,035円	108,104,271円	
収支差額(①-②)		24,864,373円	52,768,601円	-17,221,341円	-10,682,887円

※¹ 歯科ユニットリース料は、「事務費-賃借料」から支出している。

ウ 区民施設事業

【令和4年度】

		区民施設
収入	指定管理料(管理受託収入)	278,052,000円
	利用者等利用料収入	6,416,844円
	その他の事業収入	28,504,322円
	庁舎管理費収入	27,583,122円
	補助金事業収入	0円
	その他の活動収入	921,200円
	雑収入	8,735円
合計(①)	312,981,901円	
支出	人件費	26,522,186円
	運営費	4,014,453円
	事業費支出	1,585,133円
	その他の支出	91,696円
	施設整備等支出	2,337,624円
	その他の活動支出	
	維持管理費(事務費支出)	292,036,642円
合計(②)	322,573,281円	
収支差額(①-②)		-9,591,380円

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>介護保険事業は、約4年に及びコロナ禍において、面会制限や感染対策を継続しながらも、各種クラブ活動・行事などの形態を変えることで、利用者サービスの向上に努めた。また終末ケアにも積極的に取り組んでおり、入所家族の同意に基づき、施設内看取り介護を10名に実施した。同時に胃ろう・人工肛門・酸素両方等、医療的な対応が必要な方の受入も積極的に行った。なお、日常生活の中にリハビリやアクティビティを取り入れた自立支援についても、今までの経験を基に高いサービス水準で維持継続した。</p> <p>通所事業は、コロナ禍の影響により独自の日曜デイ（認知症デイ：月2回）を中止としたが、他のサービス提供は順調に実施できた。コロナ禍による利用控えが少しずつ緩和され認知症対応型通所事業の稼働率が昨年度と比較すると18.9%改善された。</p> <p>介護事業共通項目として継続的に実施している高齢者の権利擁護や虐待防止の積極的な取り組みは、第三者評価機関からも評価されており、虐待防止委員会などの各種委員会の定例化と併せて、職員の倫理向上と介護サービスの質の向上に努めている。また、夜勤看護師の配置など介護保険施設において望まれる医療介護サービスが可能な体制を今後も維持し、利用者及びそのご家族に安心と安全のサービスを提供することが出来た。</p> <p>区民施設及び施設管理は、高齢者施設と合築ということもあり、コロナ感染予防のため、施設貸出中止及び利用制限を余儀なくされた。しかし、必要な感染対策を行うことで、利用制限をかけながらも、順次、利用を再開した。</p> <p>なお、令和4年度を以って当法人への指定管理は終了し、令和5年度以降は他法人による運営となる。</p>	<p>介護保険事業は、先の介護報酬改定に伴う多床室特養の減額改訂及び通所事業の減額改訂があり、諸物価高騰とも連動して収支に大きな影響があった。また、コロナ禍という未曾有の社会環境のため、居宅事業（ショート・通所事業）は、稼働率が低下しており、大幅減収のマイナス収支となった。コロナ禍においても、イベントを開催するための工夫を職員同士で話し合うことで、職員のモチベーション維持及び介護サービスの質の維持向上と並行して、稼働率の改善及び新規利用者の獲得に努め、介護事業全体としては、収支をプラスとすることが出来た。</p> <p>区民施設及び施設管理は、コロナ禍における施設貸出中止及び利用制限により利用料収入は大幅に減少した。加えて光熱水費高騰の影響は避けられず、経費削減に注力したものの収支赤字となった。</p>

7 区による評価・業務改善要求

社会福祉法人東京栄和会の指定管理期間は、平成18年度の制度開始から17年度にわたり、区政に多大なる貢献をしていただいた。

また、いきいきプラザ一番町が地域に愛される施設になったのは、東京栄和会が積極的に地域との関わりを持ち、運営していただいたことによる賜物である。

指定管理期間最終年度においては、OJT形式で次期指定管理者に丁寧な引継ぎを行っていただき、大きな混乱もなく、次期指定管理者による指定管理業務を開始することができたと考えている。

8 今後の指定管理に区が期待すること

次期指定管理者には、介護保険サービスの提供及び安定的な運営に注力していただくと同時に、施設利用者への丁寧な対応や積極的に地域との関わりを持ち、利用者や地域に受け入れられるような運営を望んでいる。

令和4年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	岩本町ほほえみプラザ	所在地	千代田区岩本町二丁目15番3号
-----	------------	-----	-----------------

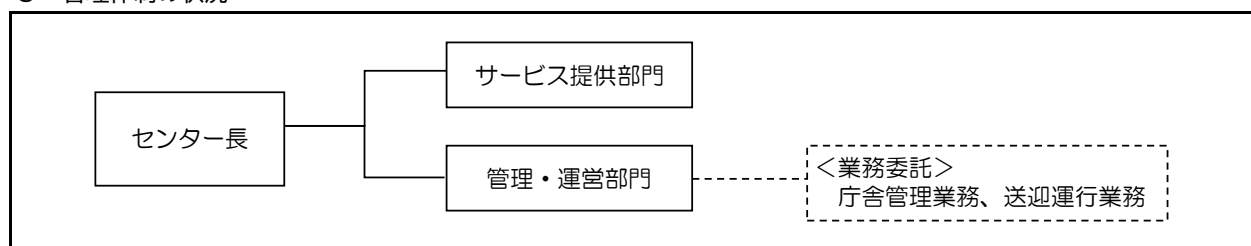
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 多摩同胞会	代表者	理事長 鈴木 恂子
所在地	府中市武蔵台一丁目10番地の1		
指定期間	平成31年4月1日～令和11年3月31日	報告期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	介護を必要とする高齢者等の自立した生活を支援し、在宅福祉の充実を図るとともに、地域交流を促進することにより、区民福祉の向上に資する。
管理業務の内容	(1) 高齢者在宅サービスセンターの事業に関する業務 (2) グループホームの運営に関する業務 (3) ケアハウスの運営に関する業務 (4) 区民施設の利用承認に関する業務 (5) 施設・設備の保守及び維持管理に関する業務

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア 高齢者在宅サービスセンター事業

	通所介護		介護予防通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和4年度	311日	5,925人	311日	233人	30人	311日	6,158人	66.0%
令和3年度	311日	5,850人	311日	130人	30人	311日	5,980人	64.1%
令和2年度	311日	5,389人	311日	320人	30人	311日	5,709人	61.2%

	認知症対応型 通所介護		介護予防認知症対応型 通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和4年度	311日	664人	311日	0人	12日	311日	664人	17.8%
令和3年度	311日	1,132人	311日	0人	12人	311日	1,132人	30.3%
令和2年度	311日	1,410人	311日	0人	12人	311日	1,410人	37.8%

	短期入所生活介護		介護予防 短期入所生活介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員	実施日数	利用者数	利用率
令和4年度	365日	5,732人	365日	14人	20床	365日	5,746人	78.7%
令和3年度	365日	5,786人	365日	13人	20床	365日	5,799人	79.4%
令和2年度	365日	5,466人	365日	5人	20床	365日	5,471人	74.9%

イ グループホームの運営

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度	平均年齢
		入所	退所			
令和4年度	9人	1人	1人	9人	2.3	91.2 歳
令和3年度	9人	5人	4人	9人	2.7	89.9 歳
令和2年度	9人	1人	2人	8人	2.5	93.5 歳

ウ ケアハウスの運営

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度	平均年齢
		入所	退所			
令和4年度	20人	5人	4人	18人	0.9	84.7 歳
令和3年度	20人	4人	5人	17人	0.7	82.2 歳
令和2年度	20人	6人	4人	18人	0.7	82.5 歳

エ 区民施設の利用

	多目的ホールA		多目的ホールB		今川記念室	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
令和4年度	386件	4,082人	263件	2,613人	90件	692人
令和3年度	164件	1,358人	93件	558人	19件	174人
令和2年度	124件	1,199人	67件	589人	0件	0人

オ 施設・設備の保守及び維持管理（通年）

- (ア) 建物設備保守管理業務
- (イ) 施設清掃業務
- (ウ) 警備業務 等

5 収支の状況

ア 高齢者在宅サービスセンター事業

イ グループホームの運営

ウ ケアハウスの運営

		計	通所介護	短期入所生活介護	グループホーム	ケアハウス
収入	居宅介護料収入	161,123,367円	67,950,082円	59,718,507円	33,454,778円	0円
	利用者等利用料収入	37,799,352円	4,916,576円	13,847,377円	19,035,399円	0円
	補助金収入	21,661,452円	2,284,896円	5,128,196円	14,248,360円	0円
	事業収入	73,852,006円	1,119,800円	0円	0円	72,732,206円
	雑収入	970,140円	40,500円	40,500円	0円	889,140円
	合計(①)	295,406,317円	76,311,854円	78,734,580円	66,738,537円	73,621,346円
支出	人件費	221,570,658円	56,803,280円	52,837,732円	51,358,440円	60,571,206円
	事業費 ※	42,061,646円	10,573,387円	12,353,708円	11,323,239円	7,811,312円
	事務費 ※	28,789,655円	14,105,736円	9,958,806円	2,666,023円	2,059,090円
	合計(②)	292,421,959円	81,482,403円	75,150,246円	65,347,702円	70,441,608円
収支差額(①-②)		2,984,358円	-5,170,549円	3,584,334円	1,390,835円	3,179,738円

※ 事業費に減価償却費等を含む。事務費は雑支出を含む。以下 同様。

エ 区民施設事業

収 入		支 出	
指定管理料	158,582,405円	人件費	13,212,889円
利用料収入	10,703,451円	事業費	49,036,720円
		事務費	107,545,786円
合計(①)	169,285,856円	合計(②)	169,795,395円
収支差額 (①-②)	-509,539円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、短期入所や通所介護など在宅利用者の罹患が多く、前年度同様、利用控えが見られた。また、新型コロナウイルス感染症の第7波・第8波では職員の罹患もあり、デイサービスの事業縮小やショートステイの受け入れを休止する必要があり、運営に支障をきたした。</p> <p>通所介護事業では、本施設の特徴から入浴や機能訓練の希望が多く、特に中重度の利用者が多かったため、利用率は前年度比1.9%増加した。</p> <p>短期入所介護事業では、上半期は好調を維持しつつも第7波・第8波の影響は大きく、受け入れ休止により利用率は前年度比0.7%減少した。</p> <p>グループホーム事業では、従前は主に居宅支援事業所に対して広報活動を行ってきたが、今年度は病院等医療機関にも案内を送るなど広報範囲を拡大したことで、申込み待機者を確保できるようになったことや、空床期間が短期に済んだため、利用実績が増加した。また、オンライン面会も併用しながら、感染予防対策を行いつつ直接面会を再開し、家族との交流の機会が増加した。</p> <p>ケアハウス事業でも、空床期間が短期になったことで前年度比3.7%の増加となったが、待機者については入居条件の判断が難しいケースが多かった。</p> <p>区民施設（多目的ホール、今川記念室）利用事業では、感染予防対策や、利用者の健康観察等実施し、従来通りの貸出を行った結果、前年度より大幅に利用増となった。</p> <p>今後はコロナ禍を経てのニーズの掘り起こしを行い、利用者とのコミュニケーションを図り、情報の収集にも努める。</p>	<p>グループホーム・ケアハウスは、医療機関や掲示により入居者募集に関する広報を積極的に行った結果、空室期間の短縮により、グループホームは前年度比利用実績2.3%、ケアハウスは前年度比3.7%増となり、いずれも昨年度よりも上回った。</p> <p>デイ・ショートについても上半期は好調であったが、下半期は新型コロナウイルス感染症による事業縮小のため当初の見込みを上回ることが出来なかった。収入が伸び悩んだ分、可能な限り支出をおさえることで運営を維持できていたが、光熱費の高騰が多大な影響を及ぼした。そのため、区と協議し指定管理料の見直しを行い、最終的には収支はプラスとなった。</p> <p>長期化するコロナ禍や紛争の影響により、不安定な物流で納期が未定となったり、食材をはじめとする物価高騰が続いている。そのため、日頃からこまめな点検や、速やかな物品発注を行うなど、効率的かつ効果的な事業運営を行う必要がある。また、施設運営においては、引き続きサービスの維持を図りつつもエネルギー使用量の削減を徹底するなど、諸経費抑制に一層努める。</p>

7 区による評価・業務改善要求

<p>区民施設の利用（多目的ホールA・B、今川記念室）においては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度以前は伸び悩んできたが、令和4年度においては件数・利用者数ともに回復し、区民自主サークルや一般団体の利用も活発に行われた。一方で高齢者複合施設として、感染状況については引き続き警戒していく必要があり、職員及び利用者への一層の注意喚起を図るとともに、基本的な予防策を励行し、感染拡大防止に努めるよう、注力していただきたい。</p> <p>また、ケアハウス事業において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したが、自室隔離・使い捨て容器での居室配膳等の感染症対策を施したことにより、他入居者へ感染することなく療養を終えたことや、認知症ケアに関する研修において館長自ら講師となり、職員と利用者間、職員同士の連携を円滑に行うための取り組みを行ったことにより、第三者評価のアンケート調査で約9割の利用者から満足との回答があった点は運営上評価できる。</p> <p>さらに、地域住民への周知活動として、SNSを積極的に活用している点も評価できる。インスタグラムの登録者数は、令和5年3月末時点で約1,750名で昨年より約250名増加した。こうした情報発信の結果、施設の活動内容や理念を広く共有することができたのではないかと考える。今後は情報発信のみならず、投書やSNS上での評価アンケートといった評価的側面の視点から、情報受信の機会を持つこともぜひ検討していただきたい。</p>

8 今後の指定管理に区が期待すること

<p>高齢者施設及び区民施設いずれにおいても、地域における高齢者介護・家族支援の拠点として役割を果たせるよう、引き続き区との速やかな情報共有と連携を密に図り、運営を行っていただきたい。また、指定管理者として利用者へのサービス向上に努めるとともに、業務に従事する職員の健康と安全に十分留意していただき、運営することを期待する。</p>
--

令和4年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	千代田区立高齢者総合サポートセンター (かがやきプラザ)	所在地	千代田区九段南1-6-10
-----	---------------------------------	-----	---------------

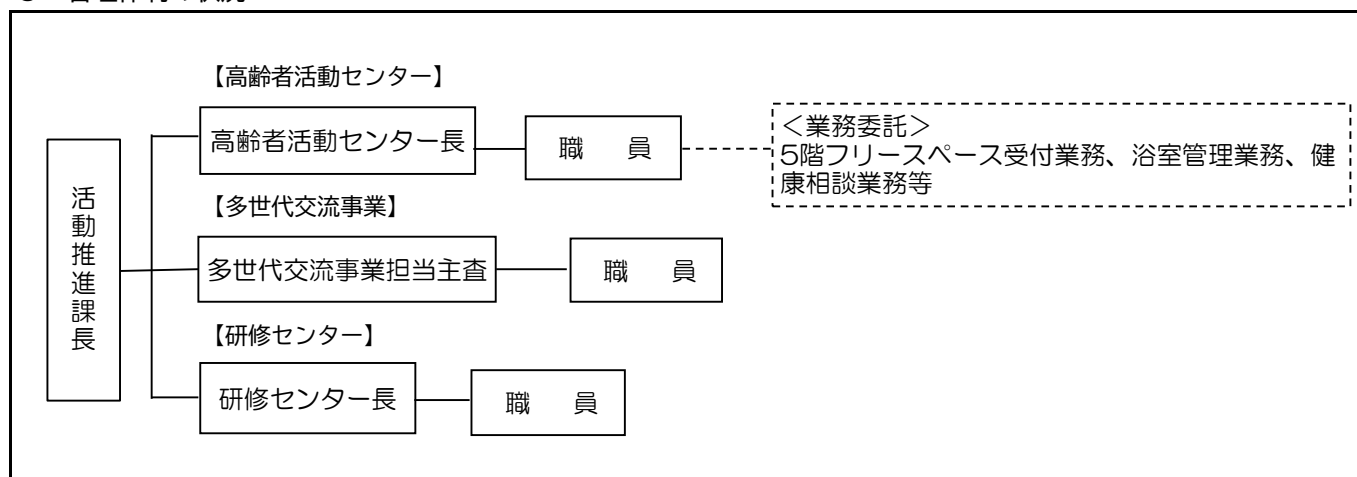
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会	代表者	会長 中井 修
所在地	千代田区九段南1-6-10		
指定期間	令和3年4月1日～令和13年3月31日	報告期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	<p>【高齢者活動センター】 高齢者の各種相談に応じるほか、健康の保持・増進、教養の向上、レクリエーションなど、健康づくりや社会参加の機会をつくり、高齢者福祉の増進を図る。</p> <p>【研修センター】 福祉ボランティア、家族介護者、介護・福祉サービス等従事者のスキルアップ研修、介護と医療の連携を図る研修、介護職の人材確保等を目的とした事業、区民の福祉理解の促進事業を通して、高齢者総合サポートセンターの設置目的である地域包括ケアシステムの推進を行う。</p> <p>【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】 子どもから大人まで多くの区民の出会いを促進し、人と人とがつながり、交流する場を創出する。</p>
管理業務の内容	<p>【高齢者活動センター】</p> <p>(1) 高齢者活動センター事業に関する業務</p> <p>①健康維持増進、機能回復訓練 ②教養の向上、レクリエーション ③健康相談、指導等</p> <p>(2) 施設・設備の保守および維持管理</p> <p>【研修センター】</p> <p>(1) 次に挙げる講習、講座等の開催</p> <p>①ボランティアの育成と活動支援 ②家族介護者のスキルアップ ③介護・福祉従事者のスキルアップ ④福祉知識の普及・理解促進 ⑤介護・福祉人材の育成と就職・復職支援 ⑥介護カウンセリング</p> <p>(2) 閲覧室の管理</p> <p>①利用開放 ②備品・物品の維持管理</p> <p>【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】 多世代交流の促進</p>

3 管理体制の状況



4 事業実績等

【高齢者活動センター】

ア 利用者数実績

	年間開館日	利用者数		利用登録者数	(内新規登録者数)	浴室 入浴者数
			一日平均利用者数			
令和4年度	349日	57,821人	151人	822人	(151人)	16,952人

※令和4年度は、6月末より利用登録更新手続きを再開

	健康づくり事業			ふれあいクラブ	講座等	団体支援		季節・レクリエーション	ボランティア活動	見学等	その他施設利用等
	健康づくり事業	機能回復訓練	その他健康事業		講座・講習会等	長寿会支援	同好会支援・手作り事業				
令和4年度	22,376人	431人	9,943人	858人	3,142人	2,708人	9,471人	312人	1,315人	43人	7,222人

イ 活動事業実績

項目	内容
活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやき大学前期（24講座56回・延べ1,613名）・後期（全24講座47回・延べ1,197名））・記念講演会（2回101名）、講習会（48回・231名） ・ふれあいクラブ（125回・858名） ・しょうぶ湯（1回・52名）・納涼会（1回・67名） ・ゆず湯（1回、51名） ・3年ぶりにサンタがやってくる（1回、11名） ・クリスマスコンサート（36名） ・ゆず湯（1回、51名） ・新春おたのしみ会（1回、36名） ・節分福まき会（1回、58名） ・オペラミニコンサート（2回、37名） ・ビリヤード、卓球、ゴルフご新規day（34回、131名） ・動画配信（37回、2,429閲覧数）、脳のトレーニング毎日配信（361回）
同好会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・同好会51団体
長寿会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿会各地区例会・誕生会での健康講座等の開催（55回、1972名） ・連合長寿会役員会（10回）・連合長寿会のんびりお散歩会（1回、24名）・連合長寿会のんびりバスツアー（1回、45名） ・ふれあい福祉まつり（1回、302名） ・千代田区福祉芸能大会（1回、115名） ・連合長寿会広報紙「はくちょう」発行（年2回）
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動（442回、活動人数1,315名）
PR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・月報「のぞみ」発行（毎月）、高齢者活動センター利用案内、高齢者活動センター利用の手引き、同好会の手引きの発行、区報・社協だより等に事業掲載、ホームページで情報発信、YouTubeで脳トレを配信

ウ 施設の維持管理業務

- ・浴室浴槽管理業務（定期点検含む）
- ・5階フリースペース案内受付業務（利用証確認等）

【研修センター】

ア 活動事業実績

(1) 講習、講座等

	回数	のべ 参加者数
ボランティアの育成と活動支援	15 回	286 人
家族介護者のスキルアップ	7 回	130 人
介護・福祉従事者のスキルアップ	47 回	1,064人
区民向け福祉・医療学習	4 回	351 人
介護・福祉人材の育成と就職・復職支援	6 回	158 人
介護カウンセリング	23 回	37 人
協力研修	4 回	63 人
講座等実績計	106 回	2,089人
(2) 閲覧室利用開放（仕様書第1条第2項⑤）日数	335 日	－

【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】

ア 活動事業実績

(1) 講習、講座等

	回数	オンライン 閲覧数	のべ 参加者数
チャオチャンネル	25 回	935 回	－
あそび講座	5 回	－	64 人
多世代交流カレッジ	19 回	－	430 人
ひだまりサロン	13 回	－	266 人
協働事業	13 回	－	190 人
その他企画	3 回	－	122 人
ボランティア実績	－	－	240 人
実績計	78 回	935 回	1,312人

5 収支の状況

【高齢者活動センター・多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）！】

収 入		支 出	
指定管理料収入	117,809,180円	人件費支出	79,822,929円
事業収入	822,900円	施設維持管理費支出	6,116,002円
その他収入	52,000円	事務事業費支出	26,527,211円
合計（①）	118,684,080円	合計（②）	112,466,142円
収支差額（①－②）	6,217,938円		

【研修センター】

収 入		支 出	
指定管理料収入	28,188,480 円	人件費支出	16,876,420 円
事業収入	252,700 円	事務事業費支出	7,239,709 円
その他収入	0 円	合計（②）	24,116,129 円
合計（①）	28,441,180 円		
収支差額（①－②）	4,325,051 円		

【その他（1階総合受付業務、諸室貸出業務）】

収 入		支 出	
指定管理料収入	13,129,000 円	事務事業費支出	13,108,519 円
事業収入	32,000 円	合計（②）	13,108,519 円
合計（①）	13,161,000 円		
収支差額（①－②）	52,481 円		

【総計】

収 入		支 出	
指定管理料収入	159,126,660 円	人件費支出	96,699,349 円
事業収入	1,107,600 円	事務事業費支出	52,991,441 円
その他収入	52,000 円	合計（②）	149,690,790 円
合計（①）	160,286,260 円		
収支差額（①－②）	10,595,470 円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>【高齢者活動センター】</p> <p>①施設運営 コロナ感染症対策を十分に行った上で、介護予防やフレイル予防事業、季節行事等の充実を図り、高齢者の健康づくり・生きがいづくり・社会参加を充実させ、施設を運営した。(延べ参加者数：57,821名)</p> <p>②同好会活動の支援 全同好会活動の再開と回数制限の解除により、友人との関わりや同好会活動で、利用者の不安やストレス軽減につながった。また同好会作品展や一部の大会を再開し、活動者の活躍の場づくりを行った。</p> <p>③健康づくり・介護予防 トレーニングマシンについては、運動指導員がマシン利用やストレッチの指導、理学療法士が理学療法評価や新規利用者の運動プログラムの作成などの役割分担ときめ細やかな対応で実施。また、理学療法士によるスポット体操も希望者が多かったため2部制で実施し、体力改善の強化を図った。(トレーニングマシン：6,736名、スポット体操：262名)</p> <p>④社会参加の支援 高齢者の社会参加支援としてのががやき大学は、4～9月を前編、10～1月を後編とした通年講座として、健康やフレイル予防に加え、eスポーツやスマホなど新たなテーマを取り入れ、様々な分野の48講座を対面で実施した。延べ2,911名が参加し、コロナ禍での社会参加の支援を強化した。(全47回、のべ1,050名参加)。</p>	<p>【高齢者活動センター】</p> <p><収入状況> 収入予算額 130,141,000円 収入決算額 128,474,880円 執行率：98.7%</p> <p><支出状況> 歳出予算額 130,141,000円 歳出決算額 122,274,693円 執行率：94.0%</p> <p><分析> コロナ感染症対策を行った上で、かがやき大学等の講座も全て対面で実施し、また季節行事などのイベントや同好会活動もすべて再開したため、90%以上の執行率となった。</p> <p><総評> コロナ感染症対策を十分に行ったうえで施設運営・事業運営を行ってきた。今後も千代田区と連絡を密に取りながら、コロナ禍で顕著となった高齢者の閉じこもりや筋力の低下、他者との交流減を解消できるよう、高齢者の介護予防、健康づくり、またデジタルデバイド解消に向けた取り組みや社会参加支援に取り組む。</p> <p>※予算額・決算額は【高齢者活動センター】【その他(1階総合受付業務、諸室貸出業務)】の合算額</p>

【研修センター】

①ボランティアの育成と活動支援

学びだけでなく、グループワーク、ボランティア体験の場をつくり、仲間づくりを意識した講座を企画した。

「認知症サポーターステップアップ講座では終了後は8名が区のオレンジサポーターに登録した。「介護に関する入門的研修」では、これまで介護と関わりがなかった人が介護の基礎知識を学ぶ機会となり、「地域の見守り・声かけ学習会」では、町会福祉部を中心に町会長や民生・児童委員を含む計47名が参加した。

②家族介護者のスキルアップ

コロナ禍でオンライン開催が続いたため、今回は対面ならではのメリットを活かし、体験しながら、技術を学べる講座を中心に開催。認知症VR（バーチャルリアリティ）体験、調理実習、ベッドを使った介助技術等、参加者が実地で学ぶ研修を開催。また、遠距離介護をテーマにした講座も実施した。

③介護・福祉従事者のスキルアップ

オンラインと対面を使い分けて開催。毎年要望の高い精神疾患への対応研修、新たな取り組みとして、外国人採用研修、ブランディング、ヘルパー向け調理実習、介護職向けファシリテーション入門等を実施した。認知症ケア研修は、10回のうち9回をハイブリッド形式で開催した。また、eラーニングシステムも活用し、いつでもどこでも研修を視聴できるようサポートした。

多職種協働研修は、対面に戻し、情報交換の時間を多く取り、あらためて顔の見える関係や連携づくりを強化し、49名の参加があった。

④福祉知識の普及

福祉への理解を深める映画会は、若い世代が参加しやすいようオンライン開催とし、障がいのある人の日常から障がい者が理解できるようドキュメンタリー映画を選択。障害者福祉センターえみふるの施設紹介や手話講座、ボランティア活動情報の動画も同時配信し、理解と参加のきっかけづくりを行った。

⑤介護・福祉人材の育成と就職・復職支援

介護のしごと相談面接会を年2回開催。相談面接会前に採用担当者向け研修を実施し、面接会の参加法人職員が短時間で求職者にPRするプレゼンテーションのコツを実践的に学んだ（面接会56名参加・3名が就職）。また、介護職確保を目的とした新たな取り組みとして、「介護職員初任者研修」を開催（1名が就職）。

【研修センター】

<収入状況>

収入予算額 30,034,000円

収入決算額 28,441,180円

執行率：94.7%

<支出状況>

歳出予算額 30,034,000円

歳出決算額 24,116,129円

執行率：80.3%

<分析>

①介護・福祉人材と就職・復職支援事業の執行率は42.3%であった。これは、介護職員初任者研修を直接開催することにより、修了生を区内の介護施設の就職につなげるための新たな取り組みであったが、申込みが定員に満たなかったため、支出減となった。

②各種資格取得支援助成事業については、全体として定員より少ない実績であったが、中でも新型コロナウイルスの影響と区内の介護人材養成校の閉校により、介護施設実習受入助成金の実績が少なかったことにより、支出減となった。

<総評>

新型コロナウイルスの感染拡大の影響も受けたが、オンラインで学べるものはオンラインで実施し、対面で学ぶことに意味がある研修は対面に戻して実施することができた。その結果、オンラインと対面それぞれのメリットを活かした研修の実施につながった。

介護職確保については新しい取り組みを行ったが、期待通りの成果が得られなかったため、さらに別の事業を企画し、取り組みを行いたい。

<p>【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】</p> <p>①多様な主体との協働による多世代交流 新たな取り組みとして、バリスタボランティアのコーヒーサロン×チャオの哲学カフェでは、講師の的確な促しにより、中学生から80代までが円になり、哲学対話を行った。また、コロナ禍によって活動を休止していたバリスタボランティアによるコーヒーサロンを同時開催した。</p> <p>上智大学、明治大学、法政大学、国際ボランティア学生協会（IVUSA）の大学生の持ち込み企画では、学生ならではの賑やかな交流が生まれ、多くの多世代の参加があった。（「チャオのボードゲーム交流会」、「わくわく電車タイム」、「大学生とピアノタイム」など計13回、参加者のべ190名）。</p> <p>イタリア、スペイン、メキシコなど、区内の大使館や外国文化施設、芸術系のNPOと連携し、多世代が集まって異文化体験や芸術体験をする企画も実施した。</p> <p>②多世代交流に関わるボランティアの養成と協働 「多世代でつながる子どものあそび プレイワーカー養成講座はじめの一步」や「ポッチャサポーター養成講座」など、住民が多世代交流に主体的に関わるための講座を実施した。ふれあい福祉まつりでの参加や「チャオのみちあそび」など、具体的な活動にも結びついた。また高齢者活動センターのボランティア（企画運営サポーター）とともに、ひだまりサロンの運営や企画を行った。（活動回数51回、ボランティアのべ240名）</p>	<p>【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】</p> <p><収入状況> 収入予算額 3,418,000円 収入決算額 3,370,200円 執行率：98.6%</p> <p><支出状況> 歳出予算額 3,418,000円 歳出決算額 3,299,968円 執行率：96.5%</p> <p><分析> 月平均5～6回の多世代交流事業を開催してきたが、その多くは大学生や地域住民のボランティアとしての協力や参加による実施となり、計画以上の事業実施につながった。</p> <p><総評> コロナ禍を受け、住民自身が地域のつながりを作ることの大切さに気づき、活動が生まれた。そして、つながりを必要とする住民に向けて多世代交流の場を開き続けるために事業を積極的に実施した。感染防止のために定員の制限や事前申込制にせざるを得ない状況ではあったが、講師やボランティアの積極的な働きかけにより、にぎやかで豊かな交流事業が数多く生まれた。</p>
--	--

7 区としての評価・今後の方向性

高齢者活動センターではコロナ禍のもと、安全に配慮しながら全同好会の活動や作品展・大会を再開し、利用者の活動の場づくりを広げた。また、かがやき大学ではeスポーツなど新たなテーマを取り入れたカリキュラムに挑戦している。研修センターでは対面・オンラインを使い分け、ボランティアの育成において仲間づくりを意識した講座につなげている。また、多世代交流事業では大学生の持ち込み企画等、学生や地域住民の企画への参画を促進させている。

今後は引き続き安全に配慮し、高齢者の社会参加、介護者のニーズに則した運営を行ってほしい。

8 今後の指定管理に区が期待すること

引き続き、利用者の安全に配慮した施設・事業運営を徹底してほしい。良い内容の事業を多数実施しているもののこれらの事業の認知度が伸び悩んでいることから、周知方法を工夫し認知度・利用者の増を図って欲しい。区民のフレイル対策への関心が高まっており、これに対応する高齢者の心身の健康増進に向けた更なる取り組みにも期待する。

いきいきプラザ一番町の現状と改修計画について

1 指定管理者変更後(令和5年4月以降)の状況について

(1)指定管理者との協議・指導等

- 連絡調整会議(基本協定)【4月～毎月】
- 運営指導(介護保険法他)【8月】

(2)区に寄せられた主な意見・苦情等及び対応状況

- 特別養護老人ホームに関する事
➡介護職員の対応及び家族への連絡方法等について、4件の意見・苦情があり、指定管理者に連絡のうえ、適切に対応し改善するように指導した。
- 高齢者在宅サービスセンターに関する事
➡給食について、利用者等から「品数が減った」、「美味しくなくなった」との意見をいただき、給食事業者と調整のうえ、改善を行った。
- 区民施設(プール・カスケードホール・会議室等)に関する事
➡利用制限の解除について、要望があり、令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことから、区民施設の利用制限を解除した。

2 施設の改修について

(1)施設の状況

建物は、築28年で、新耐震基準であり、構造上の問題はないため、必要な改修工事を行うことで同施設を活用することは可能である。ただし、空調機などの設備機器は、数年以内に改修する必要がある。

また、令和4年度に配管調査を行った結果、多くの配管は10年以上の継続使用が可能であるが、数年以内に部分的な改修を要する箇所もあった。

(2)改修の方向性(方針)

入居者や施設利用者への負担の低減を図り、移転改築(新設)ではなく、「居ながら改修工事」を行うこととし、今年度実施している改修計画策定業務結果に基づき、短期及び長期的な改修計画を策定する。

(3)今後のスケジュール(予定)

- 令和5年度 短期及び長期的な改修計画策定
- 令和6年度～ 部分的な改修開始

高齢者あんしんセンター及び相談センターの運営委託事業者選定 プロポーザル実施結果について

1 経緯

高齢者あんしんセンター及び相談センターの運営については、毎年実施されている「地域包括支援センター運営協議会評価部会」及び「高齢者サポートセンター評価委員会」の評価が優良であることに基づいて、これまで特命随意契約により業務を委託してきた。

しかし、長年、同一事業者による運営が続いたため、あらためて行政サービスの競争性及び選定における客観性及公平性を担保する観点からプロポーザル選定を実施することとなった。

令和5年8月24日に運営委託事業者選定プロポーザル委員会を開催し、下記の事業者を選定した。

2 高齢者あんしんセンター及び相談センターの運営委託事業者選定 プロポーザル委員会委員名簿

委員長	細越 正明	保健福祉部長
委員	佐藤 久恵	福祉総務課長
委員	小原 佳彦	高齢介護課長
委員	菊池 洋光	在宅支援課長
委員	井藤 英喜	東京都健康長寿医療センター名誉理事長
委員	高野 龍昭	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科教授
委員	片岡 浩	千代田区社会福祉協議会事務局次長
委員	藤田 まりや	民生・児童委員(麴町地域)
委員	篠田 美恵	民生・児童委員(神田地域)

3 選定経過

(1) 応募事業者

- 麴町地域 1事業者
- 神田地域 1事業者

(2) 評価結果

応募事業者の評価点数については以下のとおりである。

- 麴町地域 1,952点満点中1,679点(100点満点換算:86点)
- 神田地域 1,952点満点中1,638点(100点満点換算:84点)

4 選定事業者・契約期間

提案審査の結果、下記の事業者が運営委託業者に選定された。

(1) 選定事業者

① 麴町地域

名 称	社会福祉法人 東京栄和会
所在地	東京都江戸川区西葛西八丁目1番1号
代表者	理事長 鈴木 信男

② 神田地域

名 称	社会福祉法人 多摩同朋会
所在地	東京都府中市武蔵台一丁目10番地の1
代表者	理事長 鈴木 恂子

(2) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

年度末に業務履行評価を行い良好であると認められた場合は、令和7年度、令和8年度も契約を更新することができる。

予防計画の策定について

1 計画策定の背景

令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法※（令和 4 年 12 月 9 日公布）が順次施行されることとなった。

感染症法の一部改正により、国が策定する感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号。以下「基本方針」という。）及び都道府県が策定する感染症予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の記載事項を充実させるほか、保健所設置区においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなった。

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2 計画策定の目的

健康危機に対応への対応と同時に、健康危機発生時においても健康づくりなど地域保健対策の拠点として保健所の機能が発揮できるよう、平時から健康危機発生時に備えた計画的な体制整備を推進する。

3 計画期間

令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）

4 主な策定項目

- (1) 感染症の発生予防、蔓延防止のための施策
- (2) 検査の実施体制及び検査能力の向上
- (3) 患者移送のための体制確保
- (4) 医療体制等の確保に係る目標
- (5) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
- (6) 人材の養成及び資質の向上
- (7) 保健所の体制確保
- (8) 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止、検査の実施・医療の提供

5 策定スケジュール

策定にあたっては、国の「基本方針」、東京都及び東京都感染症対策連携協議会の内容、改定予定の東京都の「予防計画」の内容を踏まえ、一体的に策定する必要がある。

	区	東京都
令和 5 年 8 月		第 1 回感染症対策連携協議会
令和 5 年 9 月～11 月	関係機関との協議	第 1 回～5 回予防計画協議部会
令和 5 年 11 月		第 2 回感染症対策連携協議会 (計画素案協議)
令和 5 年 12 月	計画(素案)作成	
令和 6 年 1 月	パブリックコメントの実施 関係機関との協議	パブリックコメントの実施 関係団体への意見照会
令和 6 年 3 月	計画策定	第 3 回感染症対策連携協議会 計画改定